

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会（第1回）

議事録

1. 日時

令和5年9月7日（木）13:00～15:00

2. 開催方法

中央合同庁舎2号館（総務省）8階 第1特別会議室/WEB会議による開催

3. 出席者（敬称略）

委員：

山内弘隆（武蔵野大学 経営学部 特任教授）、相田仁（東京大学 名誉教授）、大谷和子（株式会社日本総合研究所執行役員法務部長）、大橋弘（東京大学 副学長／公共政策大学院 教授／大学院 経済学研究科 教授）、岡田羊祐（成城大学 社会イノベーション学部 教授）、関口博正（神奈川大学 経営学部 教授）、長田三紀（情報通信消費者ネットワーク）、林秀弥（名古屋大学大学院 法学研究科 教授）、藤井威生（電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター教授）、矢入郁子（上智大学 理工学部情報理工学科 教授）、渡井理佳子（慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授）

総務省：

松本総務大臣、柘植総務副大臣、竹内総務審議官、今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、堀内基盤整備促進課長、柳迫事業政策課調査官、渡部事業政策課市場評価企画官

4. 配布資料

資料1-1 通信政策特別委員会 開催要綱（案）

資料1-2 諮問書

資料1-3 市場環境の変化に対応した通信政策の在り方について

資料1-4 林専門委員提出書類

資料1-5 今後の検討スケジュール（案）

参考資料 市場環境の変化に対応した通信政策の在り方について

5. 議事概要

1 開会

2 議題

(1) 「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について

【令和5年8月28日付け諮問第28号】

(2) その他

3 閉会

開 会

○山内主査　それでは、皆様、本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻でございますので、これより通信政策特別委員会第1回会合を開催いたします。

私は主査を務めることになりました、山内と申します。どうぞよろしくお願いたします。私は大学のほうでは、公共政策、産業政策、あるいは公益事業というところを専門にしていまして、以前、情報通信審議会でもいろいろ御議論させていただいたという経緯がございます。それで、今回、司会ということで務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

なお、本日は、ウェブ会議を併用しての開催ということでございます。ウェブ会議での御参加の方につきましては、事前にお送りした資料を御覧いただければと思います。

本日は、松本総務大臣にお越しいただくとともに、柘植副大臣にもリモートで御参加をいただいております。それでは、松本大臣、冒頭の御挨拶をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○松本総務大臣　改めまして、総務大臣を務めております、松本剛明でございます。今回の通信政策の特別委員会、主査をお願いしております山内先生をはじめ、先生方におかれましては、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。リアルで御出席いただいている先生はもとより、オンラインの先生方にも、改めて御礼を申し上げたいと思います。

先生方に申し上げるまでもなく、様々な制度というのは、適時適切に見直しを進めていかなければいけないわけですが、御案内のとおり、令和2年に公布されました電気通信事業法及びNTT法の改正におきましても、3年で政策の施行状況などの検証をするということになっておりまして、私どもとしては、ちょうど今、御案内のとおり、NTT法に関して、様々な議論が行われていることも各方面で確かでありますけれども、通信をめぐる環境が非常にスピーディーに変わっていく中では、この機会に、先生方に、通信政策全般について、広く御議論をいただく機会をいただけたらということで、改めて時代に即した制度の在り方、現下の通信の状況や、将来を見通して、御意見を伺って議論を進めていただければと思っております。

特に、通信政策について、私も実は視点が4つあるのではないかと御提起をさせていただこうと思ったんですが、ちょうど本日お使いいただく林先生の資料の1-4の4ページのところに、特別委員会の検討の視点ということで4つ挙がっているのが、文言も含めて、ほぼ私の考えと実はたまたま一致をしておりまして、先ほど伺ったら、

たまたまルーツが一緒、姫路市と一緒にだからかどうか分かりませんが、ということでありました。

あえて私が申し上げれば、国内的な視点が1番と3番で、国際的な視点が2番と4番かなと思っております。NTTも、先生方には申し上げるまでもありませんけれども、日本電信電話株式会社ができるとき、そして、また東西を含めて再編をされた時点、国内の2つの視点、誰にでも本当に通信サービスが届けられて、全国どこでも国民が通信サービスの提供を受けられるというユニバーサルサービスの視点、これは過疎地などの課題もあるところでありますし、また、同時に公正な競争が行われることで、適正な価格で、多様な通信サービスを国民が得られるという公正競争の確保という3番目。経緯からして電電公社という独占企業からスタートしている面がありますので、競争をさせるにはどうしたらいいのかという国内の視点の2つ。

そして、国際的な視点の2つも、もちろんこれまでも考えられてきたことと思いますが、従来以上にそのウエートが増してきているかなと思いますが、本当に光電融合技術をはじめ、最先端の技術を有するNTTグループが、国際的に世界最先端の競争力を持った企業として活躍をいただくという意味で、林先生が2番に上げていただいている視点になりますけれども、国際競争力、研究開発・国際展開というテーマの視点が3つ目。

そして、国際競争力の最後は経済安全保障という概念、これももう御指摘をいただいているとおりでございまして、このような視点から、通信の現在の状況、内外も含めて御覧をいただき、通信政策全般の在り方についての御議論をお願いしたいと思っております。

全般を御議論いただく中で、先ほども申しましたが、今、NTT法について、各方面で御議論をいただいておりますので、何点かNTT法に係る部分でも、このように見直しをしていただく段階では、御議論の俎上に上がるべきものがあるかなという意味で、1つは、そもそものNTT法における、あまねく普及をする責務ということでございます。この辺りの仲間も、実は林先生の資料で、責務ということで整理をして書いていただいておりますので、詳しくは、また林先生のお話の中でということになるかと思っておりますけれども、旧電電公社から、電柱とか管路を含めたラストワンマイルのような部分も含めて、かなり独占的なシェアを持っているという部分、同時に公共的な使命として、過疎地や離島など、条件不利地域に通信サービスを提供しなければいけないといったユニバーサルサービスの視点からの責務をどう考えるか。

ただ、これについても、やはり、時代に合わせて、この対象がメタルの固定電話となっている面、今、国民が求めている通信サービスといった側から、責務そのものの対象も含めて、御議論の俎上に上げていただくものかなと思っております。

また、公正競争という意味で、公正な競争を維持、促進をするという意味で、光ファイバも含めて、固定通信のボトルネック的な設備で、NTTさんが独占的なシェアを持っている部分もあるものが、公正な競争ではどのような非対称的な規制があることが、適正な競争にむしろプラスになるのか、その辺りはまた先生方の御示唆をいただかなければいけないと思っております。

また、通信の状況が変わってという意味では、3つ目には県内、県外通信の概念といったものが希薄化をしてきていると申し上げてもよいのではないかと思いますので、そういう意味では、NTT東西の業務範囲の在り方についても、見直しの俎上に乗せていただくことになるのかなと思います。

もちろん既に先生方も認識のとおり、NTTが出来た時点では、電電公社から受け継いだNTTの技術を、むしろ国内市場促進の観点から、研究成果を言わば共有をするといってもいい部分で、普及の責務といったものが課されていたのではないかと私は理解をしておりますけれども、それ以降の年数の経過を踏まえ、グローバルな展開が行われている中で、研究の普及の責務といったものも運用を見直すべきではないかと思っております。

その上で、林先生の話でも、責務があって担保があるというのは、親ガメ子ガメの関係というふうにお書きいただいておりますが、担保措置においても、グローバルな展開の中では、外国人役員に係る規制であるとか、この辺りも、外資規制も含めて経済安全保障の視点をしっかりと持ちつつ、どのようなことをすべきなのかということも御議論いただくべきではないかと、そんなふうに感じているところでございます。

今、申し上げたような幾つか例示をさせていただいた点も含めて、NTTの在り方も含め、通信政策全般について、ぜひ御議論をいただき、総務省としては、皆様の御議論をいただいたものをしっかりと受け止めて、具体的な、また必要な制度の迅速な検討につなげていきたいと思っております。

改めて、本当に委員の先生方の幅広い見地からの充実した御議論、総務行政への御指導、御協力をお願いいたしまして、私の御挨拶にいたしたいと思っております。本当にありがとうございます。

○山内主査 松本大臣、ありがとうございました。

それでは、カメラ撮りはここまでとさせていただきたいと思っております。恐縮でございますが、プレスの方は御退出をお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

(プレス退室)

○山内主査 それでは、松本大臣及び柘植副大臣におかれましては、御公務の関係で、ここで御退室ということでございます。どうもありがとうございました。

○松本総務大臣　こちらこそありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

（松本総務大臣退室）

（柘植総務副大臣退室）

○山内主査　それでは、本日の議事に入りたいと思います。

議事の公開の取扱いについては、情報通信審議会議事規則によりまして、原則公開となっております。したがって、当委員会におきまして、これに準じてまいりたいと思っております。

まず、本委員会の開催に当たって、資料1-1でございますが、開催要綱を定めてはどうかと思っております。いかがでございましょうか。また、電気通信事業政策部会への報告についてということもございまして、これは主査及び主査代理が行うということとしまして、主査代理につきましては、東京大学名誉教授でいらっしゃる、相田委員にお願いすることしたいと思いますけれども、以上について、御承認をいただけますでしょうか。よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

○山内主査　ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、相田主査代理、一言御挨拶をお願いしたいと思います。

○相田主査代理　3月まで東京大学におりました、相田でございます。

山内主査、及びその他多くの委員の方とは、これまでもいろいろな場で御一緒させていただきましたけれども、主査代理に御指名いただきましたので、できる範囲で務めさせていただきますと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○山内主査　どうぞよろしく願いいたします。

（1）「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について

【令和5年8月28日付け諮問第28号】

○山内主査　それでは、議題に入りたいと思います。

本委員会で審議することとなります市場環境の変化に対応した通信政策の在り方についてということでございますが、これは、8月28日に情報通信審議会に諮問されたところであり、本日の委員会は、第1回目の会合ということでございますので、まずは、諮問の内容、その背景に加えて、現在、実施中の提案募集について、これはパブリックコメントという形ですか、これを事務局から御説明いただきたいと思っております。

それでは、よろしく願いいたします。

○柳迫事業政策課調査官 事務局です。それでは、資料1-3、市場環境の変化に対応した通信政策の在り方について、御説明いたします。

1ページを御覧ください。情報通信審議会へ諮問した内容でございます。諮問の概要としましては、令和2年の電気通信事業法、NTT法改正の3年後見直し規定を踏まえまして、今回、情報通信分野の市場環境の変化に対応した通信政策の在り方について諮問を行うものでございます。答申を希望する事項は、全部で7つございます。

1つ目が、2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像と政策の基本的方向性でございます。2つ目が、情報通信インフラの整備・維持の在り方でございます。3つ目が、競争ルール等の整備の在り方、4つ目が、国際展開の推進の在り方、5つ目が、研究開発の推進・成果普及の在り方、6つ目が、今申し上げた5点を踏まえた関係法制度の在り方、そして、最後がその他必要と考えられる事項でございます。

スケジュールにつきましては、2024年夏頃を目途に答申をいただきたいと考えてございます。

2ページを御覧ください。我が国を取り巻く環境の変化でございます。我が国では、少子化の進行や生産年齢人口の減少、景気の長期低迷による経済的地位の低下など構造的な問題を抱えてございます。また、地震、津波、火山噴火といった大規模災害等の自然災害のリスクも高まっておりまして、それに加えて、我が国を取り巻く安全保障環境というのは一層厳しさを増しているという状況でございます。

3ページを御覧ください。社会経済活動の基盤である情報通信インフラでございます。我が国では、光ファイバ、4G、こういったもののカバー率が既に99%を超えておりまして、世界最高水準のICT基盤を実現しているところでございます。そういった中で、今後は、こうした情報通信インフラを補完する手段としまして、衛星コンステレーション、HAPS、こういった非地上系ネットワークの活用が有用と考えられておりまして、具体的には、離島、海上、山間部などのカバレッジ、災害等の非常時における情報通信インフラ、こういったものに有用だと考えられてございます。

左下に行きまして、コロナ禍を契機としまして、テレワーク等のDXとかGXの投資が増加しておりまして、社会活動を支える情報通信インフラの需要が高まっております。

右下にございますとおり、情報通信産業がGDPに占める比率というのは、大体1割弱でございますので、今後の経済成長を牽引する役割が期待されているところでございます。

4ページを御覧ください。参考として、情報通信インフラの基盤となる光ファイバについて、1枚スライドを入れてございます。光ファイバは固定通信サービスの提供に不可欠な役割を果たすとともに、移動通信回線においても、局舎と基地局間の回線として

利用されておりまして、移動通信サービスの提供にも必須となっています。また、光ファイバの整備には、線路敷設基盤の活用も不可欠となっております。

光ファイバにつきましては、未整備地域の解消に向けて残りが大体16万世帯残っております。また、公設設備の民設移行も課題となっております。こうした課題の解消がデジタル田園都市国家構想の推進には不可欠でございます。

5ページを御覧ください。情報通信産業の構造変化でございます。2000年頃までは、固定電話が全盛の時代でございます。ネットワークについても、メタル回線や交換機が中心でございました。その後、IP化、ブロードバンド化やモバイル化が進展しまして、近年では、仮想化、クラウド化によって、サービスの提供者と設備の設置者の乖離が、今後、ますます進展することが想定されます。

また、今後もAIロボット市場の拡大ですとかメタバース、こういったものによりまして、高速、高品質なネットワークへのニーズが高まります。そうした中、情報通信インフラにはサプライチェーンリスクなど、経済安全保障もしっかり確保した上で、引き続き、技術革新等を通じて、我が国の社会経済活動を支えることが求められております。

6ページを御覧ください。電気通信市場の環境変化でございます。2000年前後、この頃というのは競争の中心がメタルの固定電話でございます。実際、契約数も6,223万契約ございました。ただし、現在ではIP化、ブロードバンド化の進展によりまして、競争の中心が固定ブロードバンドやモバイルに移ってきています。そのため、メタルの固定電話につきましては、ピーク時の約4分の1ということで、2023年には1,468万契約となっております。ただし、IP電話も含む契約数では、6,038万契約となっておりますので、メタルの固定電話のピーク時と比べるとほぼ横ばいの推移でございます。

他方で、競争の中心となっているブロードバンドにつきましては、2000年前後は僅か85万契約だったものが、2023年には4,470万契約まで拡大しまして、FTTHは、そのうちの3,807万契約を占めてございます。携帯電話につきましても、2000年前後は5,865万契約だったものが、2023年には2億1,063万契約まで増えてきているところでございます。

現在の競争環境というのは、プラットフォームの影響というのが増しておりまして、右の図を見ていただきますと、これまでの通信市場の競争政策というのは、主にネットワークレイヤー中心に整備されてございました。近年ではネットワークの仮想化、クラウド化、こういったものを背景に、プラットフォームがネットワークレイヤーに進出して、レイヤー横断的な形で市場構造が変化しているところに特徴がございます。

7ページを御覧ください。参考として、電気通信市場と制度の変遷というスライドを

入れてございます。1985年は電気通信市場における競争原理が導入されたときでございまして、その後、新規参入や料金に関する事前規制を緩和する一方で、特定の事業者に対して、接続ルール等の公正競争ルールを整備してきたところでございます。

8ページを御覧ください。もう1枚、参考のスライドとして、基盤・ネットワーク（有線）・サービスの変遷でございまして、通信サービスにつきましては、1985年頃は固定電話が中心でございましたけど、現在はIP電話とブロードバンドが大部分を占めてございます。ネットワーク（有線）につきましても、メタル回線の老朽化が進みまして、光ファイバの整備が進んでいるところでございます。他方で、下の、基盤と書いてある電柱、管路・とう道といった線路敷設基盤につきましては、過去も現在も、引き続き、有線のネットワーク構築には不可欠となっております。

9ページを御覧ください。情報通信産業の国際競争力低下と経済安全保障でございまして、近年、我が国のICT産業の国際競争力は低下しておりまして、例えば携帯電話の基地局の国別シェアというところを見ますと、日本は僅か1.4%でございまして、国内の研究開発につきましても、海外の大手事業者と比較しますと、国内の大手通信事業者の研究開発費というのは、大体、1桁低い水準となっております。経済安全保障につきましては、情報通信分野の近年の輸入相手国を見ますと、特定の地域に偏っているところがございますので、特定の輸入相手国に依存しない、より強靱なサプライチェーンの構築と、研究開発等による産業競争力の向上が必要となっております。

10ページを御覧ください。情報通信産業における国際展開の取組でございまして、情報通信産業がこれから成長を牽引するためには、やはり旺盛な海外需要を戦略的に取り込んでいくことが重要と考えます。左側の国際展開の将来性というところを見ますと、5Gのネットワークインフラの市場というのが、2018年から2023年にかけて、年平均で113.8%の成長率で拡大しているところでございますので、Open RANなどの5Gの関連市場ですとか、あと、トラフィックが急増することによって、光海底ケーブルやデータセンター、こういったものの需要が拡大して、こうした市場への国際展開を戦略的に進めることが重要でございまして。

右側が主な通信事業者の最近の海外展開の例でございまして、NTTリミテッドさんにつきましては、東南アジアを中心とした地域における光海底ケーブル事業に参画してございます。KDDIさんにつきましては、データセンター事業ということで10か国以上、45拠点以上で展開してございます。楽天シンフォニーさんにつきましては、ドイツでOpen RAN技術に基づく完全仮想化のモバイルネットワークを構築しているところでございます。

11ページを御覧ください。情報通信産業における研究開発の取組でございまして、高

速大容量や低消費電力、低遅延、こういったものを実現するオール光ネットワークの技術等の開発というのは、我が国の情報通信産業の発展に寄与することが期待されています。これからグローバル競争を念頭に、先端的、基盤的技術の研究開発を積極的に進めることが重要になってくると考えます。

12ページを御覧ください。電気通信事業法の基本的枠組みでございます。電気通信事業法の競争ルールにつきましては、固定通信ではアクセス回線のボトルネック性、移動通信では電波の有限希少性に着目して接続ルール等の行為規制を定めています。特徴としましては、固定通信市場の規律が移動通信市場の規律よりも相対的に強く、また、卸よりも接続のほうが、規律が相対的に強いといった特徴がございます。ユニバーサルサービスにつきましては、電話では、平成18年度以降、NTT東西さんに対する交付金制度が運用されているところでございます。ブロードバンドにつきましては、令和4年の電気通信事業法の改正により創設され、現在、この制度の稼働に向けた検討が行われているところでございます。

13ページを御覧ください。NTT法の基本的枠組みでございます。NTT法は、NTT持株さんとNTT東西さんの業務と責務、そして、これらの担保措置を定める特殊会社法でございます。業務につきましては、NTT持株さんは基盤的技術の研究、NTT東西への株主権行使や助言、あっせん等を定めてございます。NTT東西さんの業務は、県内の電気通信業務に限定されておりまして、これは99年の再編時に、旧NTTを県内の通信を行うNTT東西と長距離通信を行うNTTコミュニケーションズに分離しまして、NTT東西さんが長距離通信を行わないように業務範囲が限定されているところでございます。ただし、ブロードバンドにつきましては、県内とか長距離といった区分がございませんので、現在、NTT東西さんは、特例的に、NTT法の届出で提供している状況でございます。責務につきましては、電話の役務のあまねく提供の責務と、研究の推進と成果の普及責務がございます。これらを支える担保措置としましては、政府による株式保有義務、外資規制等がございます。

ここで御留意いただきたい点としましては、担保措置というのは、あくまで業務の遂行、責務の履行のために設けられているということでございまして、担保措置のためにこの法律が必要ということではないという点でございます。

14ページを御覧ください。市場環境の変化に対応した通信政策の在り方に係る主な検討課題でございます。

(1) が2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像を踏まえまして、今後の政策の基本的方向性を御検討いただきたいと考えてございます。将来像を実現するために、(2) 以下がございますけど、情報通信インフラの整備・維持の在り方、競争ル

ール等の整備の在り方、国際展開の推進の在り方、研究開発の推進・普及責務の在り方、こういったものを御検討いただきまして、(6)にございますように、電気通信事業法やNTT法の在り方も含めて御議論いただければと思います。

15ページを御覧ください。情報通信審議会の検討事項に関する意見募集ということで、委員の先生方にも御説明させていただきましたけど、山内主査と相談しまして、通信政策特別委員会の議論を深めるために、8月31日から9月19日までの間、検討事項について、意見募集を実施してございます。

具体的には、先ほどの検討課題に対応してございまして、1つ目が情報通信インフラの将来像及び政策の基本的方向性というところで、2030年代に向けた情報通信インフラの将来像等について、その実現のために事業者が果たすべき役割、国の関与の在り方等について、意見募集を実施しているものでございます。

2つ目の情報通信インフラの整備・維持の在り方につきましては、ユニバーサルサービスとして維持すべき通信サービスの範囲、その確保方法として、交付金制度やあまねく提供の責務等について、意見募集の対象にしてございます。

3つ目が競争ルール等の整備の在り方ということで、電気通信事業法のネットワークの開放ルールやNTT東西さんの業務範囲等について意見募集の対象にしてございます。

4つ目が国際展開の推進の在り方ということで、注力すべき分野、事業者等の国際展開に関する課題と課題克服の方策、国としての必要な支援やグローバル競争における留意点等について、意見募集の対象にしてございます。

5つ目が研究開発の推進・成果普及の在り方ということで、事業者等が果たすべき役割、NTT持株さんの基盤的研究の推進の責務や研究成果の普及の責務等について、意見募集の対象としてございます。

最後、6点目が、NTT持株さんとNTT東西さんに求められる役割、業務範囲と責務、担保措置の在り方等について、意見募集の対象にしてございます。

16ページが参考ということで、令和2年の法改正の概要をつけてございます。

事務局からは以上でございます。よろしく申し上げます。

○山内主査 どうもありがとうございました。

今日の議題の1ということでありますけれども、皆さんに議論していただきますが、その前に、林委員から市場環境の変化に対応したNTT法の在り方ということで、御発表をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○林専門委員 ありがとうございます。名古屋大学の林と申します。競争法制、情報法制を研究しております。

私からは市場環境の変化に対応したNTT法の在り方というお題で、若干の論点整理

と問題提起をさせていただきたいと思います。

本日の内容一覧です。まず、「NTT再編時の視点」や「NTT法各規定の趣旨」について述べた上で、「通信環境の変化を踏まえて検討すべき事項」について述べたいと存じます。

2ページにお進みください。まず、はじめに強調したいのは、NTT法は担保措置のために必要な法律ということではなく、NTT持株とNTT東西双方にそれぞれ果たすべき業務と責務があり、それを必ず行う会社とするために必要な法律という建て付けです。そして、担保措置については、業務と責務に応じて定まるため、いわば業務・責務が「親亀」で、担保措置は「子亀」という関係になっています。ともすれば、昨今は、担保措置の議論が先行しているようではありますが、この委員会でもまずは、NTTの業務・責務規定の在り方を議論するのが先決であると思われま

す。そして、NTT法における業務・責務の内容ですが、NTT法では電話のあまねく提供責務、研究開発責務等を定めるとともに、公正競争を図る観点からはNTT東西の業務範囲を限定する役割も果たしています。

3ページにお進みください。NTT法の在り方を検討するに当たってもう一つ大事なことは、NTT法の適用対象となるNTT持株及びNTT東西と、適用対象とならないその他の事業会社を分けて考えることが必要だという点です。NTT法というと、NTTグループの事業活動のすべてにわたって規律が及んでいると誤解されている向きもありますが、規律の対象は、持株と東西だけで、その他、NTTドコモやNTTコムあるいはグローバル事業は、NTT法の規律対象外です。グループの総売り上げで見ますと、規制がかかるのは全体の4分の1で、あとの4分の3はそもそもNTT法の規制は及びません。

4ページにお進みください。ここでは、検討の視点として4つ挙げております。1つ目は、「ユニバーサルサービスの確保」ということで、過疎地を含む全国への通信サービスの提供の重要性についてです。2つ目は、「国際競争力の強化」ということで、研究開発と国際展開を両輪としていかに推進し、NTT法がそれを妨げていないかを検討することが大事だと思っています。3つ目は、「公正競争の確保」です。これは、これまで、NTTグループの市場支配力行使、あるいはその濫用を抑止するということが目が向けられてきたわけですが、私はこの観点について、基本的には、電気通信事業法で対処すべきだと考えています。最後に、近時課題となっている「経済安全保障の確保」についてです。これは一面においては、外国資本による影響力を限定するために、NTT法は種々の担保措置を講じていますが、それがグローバル競争の進む現在からみて時代遅れになっていないかを検証することが必要だと考えています。

5 ページにお進みください。5 ページでは、NTT再編時の視点を記載しております。現在の持株・東西というNTTグループの組織形態の基本は、1996年の電気通信審議会答申を踏まえており、その趣旨は、ここに書いております「規制緩和」、「接続の推進」及び「NTTの再編成」を一体的に講ずることによって、競争を一層促進し、①情報通信産業の公正有効競争の実現と国際競争力の向上と、②NTTの機動的かつ効率的な経営の実現、そして③利用者に対する低廉で多様なサービスの実現、を達成しようとするものでした。それを受けて、当時の郵政省は、ここに挙げております一連の法案を提出しますが、これらは、いずれも、答申が提言した政策課題の実現を目指して立案されたものです。

そこで示されたNTT再編成の法目的は「競争がある長距離NTT」と「独占的な地域NTT」を別会社とすることによって、公正な競争条件を整備・実現していくものと考えていました。注意していただきたいのは、「長距離NTT」という、今では現実離れした形態が念頭に置かれていたことです。今のIP時代あるいはデータ通信の世の中では、おそらく今の若い方達はピンとこられないのではないかと思います。

6 ページにお進みください。ここでは、NTT法等が期待していた競争上の効果についてです。①公正競争、②間接競争、③直接競争、④技術競争、という4つの次元の競い合いが念頭に置かれていました。ここでも「長距離通信市場」という時代遅れの競い合いが念頭に置かれていることが気になります。ここでいう公正競争や技術競争は今様に言えば研究開発競争になると思いますが、これらは今でもとても重要ですが、それらを促進する手段として現実にマッチしていない部分が多いと感じます。

7 ページにお進みください。NTT法の個別の規定に話を進めます。まず3条の責務規定です。同条は1条とともにこの法律の規定全体で達成しようとしている理念であり、各社が事業経営にあたって特に配慮しなければならない重要な事項を「指針的」、「為念的」に規定したものとなっています。

ポイントは2つでして、1つ目は、「あまねく電話」役務の確保、すなわちユニバーサルサービスの責務です。ユニバと言うと論点がややぼやけてしまうのですが、法律では「電話」と書いています。つまり「もしもし黒電話」のユニバです。2つ目は、「電気通信技術に関する研究の推進」です。NTTは発足当初から、その技術力、研究開発力は世界一流と評価されていましたが、このNTTの優れた技術陣、研究開発の有形・無形の資産を持株・東西は引き継ぐのだから、わが国の電気通信の発展に寄与するため、その成果を広く普及・開示せよということになっています。

しかし当時はそうだったとしても、四半世紀たった今でもそうすべきなのかが問題になります。また、情報通信ではなく「電気」通信技術とされていて、ここでもネットワ

ークレイヤーを念頭に置いた研究開発が想定されており、かつ「わが国の」電気通信の発展に寄与するとされていて、レイヤーを跨いだデジタルの市場がグローバル化して進展しているなかでこのような「国内の」市場を念頭に置いた研究開発競争の建て付けでよいかは検討課題かと存じます。

8ページにお進みください。ここでは、あまねく電話役務の確保における東西と持株の役割を記載しております。

9ページにお進みください。ここでは、NTT法が想定する研究開発の推進における東西と持株の役割を記載しております。要するに、基盤的研究はNTT持株に、応用的研究はNTT東西にという建て付けです。また研究成果の普及とは、電気通信技術に関する持株所有の特許の実施許諾とか、研究成果の技術移転とかのことを指します。

10ページにお進みください。ここからは担保措置に関するNTT法の主要規定の趣旨を概観します。まず「政府保有義務」についてですが、NTT法の4条1項は、「政府は、常時、会社の発行済株式の総数の三分の一以上に当たる株式を保有していなければならない」としています。この趣旨は、持株が公益目的をもって設立された特殊会社であることから、特定の者にその経営が支配されたり、株主権が濫用されたりすることのないよう、政府が安定株主になることにより、会社の経営の安定、適正な事業運営を確保するとの趣旨によります。ただ、政府が大株主であるといっても、その権利の行使はきわめて抑止的・抑制的であって、持株が会社法上の株式会社であり、一般株主が多数存在することを十分に考慮して、政府は積極的にその権利を行使するのではなく、一般株主による株主権の濫用が行われ、NTTがその目的を達成できなくなるおそれがあるような場合に、それを阻止する形で行使されるべきものです。具体的には※印に記載してあるような、極めて稀な状況が想定されています。

11ページにお進みください。11ページは、外国人役員規制について記載しています。例えば10条1項は、外国人は持株の役員になることができない旨が記載されています。私は初めてこの規定を見たときはいささかびっくりした記憶がありますが、この趣旨は外国からの影響力に対して、会社の経営の自主性を確保するために、日本国籍を有する人に限定するものとされているようです。この趣旨自体はよく分かりますけれども、私は後で述べますように、この規定は、現在においては、やや過剰規制なのではないかと思っております。

12ページにお進みください。ここでは、役員、定款等の認可について記載しています。定款変更や事業計画等について総務大臣の認可事項とすることはまだ理解できるのですが、しかし役員の選任・解任についても、総務大臣の認可事項とされていることについては、これも今のご時世どうなのかなという印象を正直受けるところではあります。

13ページにお進みください。さてここからが本題です。「通信環境の変化を踏まえた見直しの背景について」です。通信法制全体のなかで、NTT法を見ると、全体として、今から40年近く前のNTT法制定当時の古色蒼然とした色彩が最も濃く出ている法律だという印象を受けます。もちろん、NTT法制定時そして、1999年のNTTの再編成時は、この法律の前提はぴったりと当てはまり、日本の通信市場の発展においてNTT法の果たした役割は非常に大きかったと存じます。しかし、おそらく誰が見ても情報通信市場はこの40年でめまぐるしく環境が変化したのは疑いのない事実で、法律もそれにあわせて抜本的に見直していく必要があります。

例えば、通信技術の飛躍的な進歩を踏まえ、「もしもし黒電話」のユニバの確保という建て付けを見直すことは妥当ですし、また情報通信ネットワークそのものが国民生活を支える基礎インフラにますますなっているなかで、昔はあまり議論されなかった経済安全保障の観点からの検討の重要性もございます。

14ページにお進みください。検討すべき事項の一覧です。以下、順に見ていきたいと存じます。

15ページへお進みください。まず、ユニバーサルサービスの責務の在り方についてですが、私は、3条の「電話」のあまねく提供責務は、電話からブロードバンドに拡大して、「ブロードバンド」のユニバの責務に「かさ上げ」すなわちアップグレードしてはどうか、と考えています。ただし、「ブロードバンドのユニバ」といっても、有線だけでなく、ここは技術中立的に、無線技術の進展を踏まえ、ワイヤレス固定ブロードバンドの共用型を含めることの是非を検討することが必要だと思えます。3条を残した上で「ブロードバンド」のユニバの責務にアップデートすべき理由としてここでは、4点挙げています。

第一に、基地局と局舎の間は、ご案内の通り、NTT東西から借りた光ファイバから結ばれていますことから、光ファイバは携帯電話を支える基盤としても機能しているのは紛れもない事実だと存じます。

2番目は、ブロードバンドにおいて、NTT法3条の責務規定がなくても、今後光ファイバの未整備地域の解消が進む可能性は十分にあるとか、自治体が光ファイバを設置しその維持が困難となっている光エリアの縮退が進む可能性がない、とは必ずしもいえないのではないかと考えています。NTTは特殊会社であるといっても民間の上場企業ですから、市場メカニズムに委ねておけば自律的にインフラが進むだろう、との仮定を置くことは、現実離れしていると思えます。

第3に、これまで少し揶揄的に「もしもし黒電話」と申しましたが、しかし、考えてみますと、メタル固定電話は、現在約1500万契約にまで減少したといっても、そうはい

ってもまだ1500万契約もあるわけですし、むしろIP電話は年々増加傾向で、約4500万契約に達していることをあわせて見ますと、固定電話全体では、約6000万契約となっており、2000年頃と同水準です。このように、固定電話自体のニーズは引き続き存在していると考えられます。

第4に、電電会社の資産が利用者たる国民の長年にわたる負担によって形成されてきたという経緯は厳然としてあるわけで、全国津々浦々に整備された電柱・管路・とう道等の線路敷設基盤も、このような国民の負担によって構築されたものであって、ブロードバンドサービスのインフラも基本的にこの線路敷設基盤の上に敷設されているといっても過言ではない。そして、これを引き継ぐNTTは、良質なサービスを低廉かつ公平にあまねく利用者たる国民に提供するという公共的な役割を果たすことが、これまでも強く期待されてきましたし、おそらく今後もそうなんだろうと思います。

16ページにお進みください。研究開発の点ですけれども、「基盤的研究」はNTT持株、「応用的研究」はNTT東西というNTT法が前提としている区分けについては、この整理が妥当かは再検討の必要があるのではないかと考えています。と申しますのも、今のご時世、基盤的研究であっても、すぐに応用的研究に生かせたり、その逆もしかりです。今の研究開発は基盤か応用かで截然と区切れない。むしろそういう整理ではなく、むしろ研究開発については、さきほど事務局のプレゼンにもありましたけれども、数十兆円規模で投資するGAFAに比べて国内事業者は一桁低い水準であるという現実を直視した上で、Beyond5Gに向けて高速大容量・低消費電力を実現するオール光ネットワークの開発、あるいはNTTさんが掲げていらっしゃるIOWN構想が極めて重要なイノベーションと目されるなかで、研究開発競争のグローバルな側面も念頭に置いて、基盤的技術／応用的研究を問わず、研究開発を積極的に推し進め、その後押しとなるような法制度を作っていくことが重要だと思っています。

その意味では、3条が「開示ありき」としていることは研究開発インセンティブに逆行するのではないかと思います。これも釈迦に説法ですが、今は、通信サービスの提供といっても、法人向けサービスは特にそうですが、ネットワークインフラに閉じたものではなく、複数のレイヤーサービスを組み合わせたソリューション提供が普通になっています。そのようなソリューション提供にあたっては、一般に、自社及び他社のサービス・製品の単なる組み合わせだけでは差別化が困難であり、各プレイヤーとも、自社の強みを生かした差別化に取り組んでいる。特にネットワークは、各社のサービスに大きな差別化ポイントがなく、ネットワーク以外の領域での差別化による競争対応が必要です。もちろん3条の普及の責務の文言はたぶんに解釈の余地を許すものではございますが、同条の研究成果の普及責務がこうした差別化にとって桎梏となる可能性があるのではないかと思いますし、

またこうした普及責務が我が国の経済安全保障にも悪影響を及ぼす可能性もございます。

このあたりは、本特別委員会の次回以降で、NTTを含む通信事業者様のヒアリングが予定されているようなので、ぜひお聞きしたいところでございます。

17ページにお進みください。「公正競争の確保の在り方」についてです。ここにも書きましたように、NTT法がこれまで公正競争に果たしてきた役割は大きかったのは事実だと思います。他方で、従来はシステムを自身で購入し、自己資産を使い構築して運用するタイプ、すなわち自己構築型が一般的でしたが、昨今ではシステムを自身で資産として抱えるのではなく、業務アプリケーションをインターネット上のサービスとして対価を払い利用するクラウド化あるいは仮想化が進んでいることに留意が必要で、こうした点を踏まえると、現状のPSTNをベースとしたNTT法の体系や公正競争のルールは見直しが必要です。加えてさきほど事務局の説明にもありましたように、GAFAM等の端末レイヤーやプラットフォームレイヤーの支配的事業者がネットワークレイヤーに進出しつつあり、ネットワークレイヤー内の構造変化にとどまらず、レイヤー横断的な市場構造の変化が生じていることには留意が必要で、その意味では、レイヤーに閉じた競争分析は意味を失ってきています。むしろ競争の態様は、レイヤーという分析軸ではなく、エコシステム間の競争軸へと変化してきています。

そういう意味では、通信市場の競争というのも、特定の市場の中における競争、すなわちコンペティション・イン・ザ・マーケットの維持、促進ということだけではなくて、新たな市場を求める競争といいますか、すなわち、コンペティション・フォー・ザ・マーケットというのをどのように促進させていくかというのが問われているんだろうと思います。なお、公正競争への配慮は、例えば、現在、委員の大橋先生が座長をつとめていらっしゃる総務省・電気通信市場検証会議等を通じて、NTTがグループとして市場支配力を行使あるいは濫用しないように、定点観測的なモニタリングを行ってまいりましたが、そうした競争評価メカニズムを通じて、市場支配力の行使可能性に対する牽制力をはたらかせておくことは今後も必要ですし、検証会議の取り組みは、競争事業者からも一定の評価を得ているところです。

そうした公正競争確保の取り組みはしっかりしつつ、他方でNTT法の古びたところは変えていかななくてはならない。例えば、NTT法1条にいう「地域電気通信事業」とは、「同一の都道府県の区域内における通信を他の電気通信事業者の設備を介することなく媒介することのできる電気通信設備を設置して行う電気通信業務」と解されていますが、その範囲は、県内通信と県間通信の足回り部分のみを含むものとされています。しかし、この仮想化・IP化の時代に「県内」「県間」の概念は意味を失っているのは明らかで、私は、移動通信業務など公正競争に重大な影響を与えるおそれのある業務を除いて、少なく

とも、現在、総務省の届出が必要な活用業務とされている固定通信の県間業務、条文でいうと2条4項ですが、これについては本来業務化することが最低限必要だろうと思います。

18ページにお進みください。NTT株の政府保有義務の在り方についてですが、ここは担保措置の話ですので深入りするのは避けませんが、政府の「三分の一以上」保有義務は、LRA、つまり「より制限的でない他に代わり得る手段」が存在する場合には、その在り方を含めて検討することが必要ではないかと思います。例えば、国に黄金株すなわち拒否権付種類株式を付与することも一案としてあるだろうと思います。現実にもINPEXの例があり、経産大臣に黄金株が割り振られています。ただ、黄金株を付与するには、定款変更が必要ですし、それによる株価や一般株主への負の影響可能性、あるいは株主平等原則との関係等、今後クリアしなければならない課題も多いので、ここではアイデアの提示のみに止めておきます。

19ページにお進みください。いわゆるJパワー事件の判断枠組みを参考に、現行外為法で基本対処できるのかが論点になるかと存じます。真ん中の囲みには、現行の外為法との関係で、今のご時世で、Jパワー事件が起こるのかを若干シミュレートしていますが、改正外為法により規制が強化されて、現在では、Jパワーのような事案は起きにくいと考えていますが、ただ、関係する外為法の事件はこのケース一件のみであり、この事件だけからは本論点について確定的な結論を下すことは難しいと感じます。

また外為法は、「国の安全を損ない、又は公の秩序の維持を妨げる事態が生じるおそれ」がある株式取得に限定してその中止勧告・命令をするものである一方で、NTT法は、このような限定なく、3分の1以上の外国人の議決権保有を確実に防止するものである点にも留意が必要です。

20ページにお進みください。事業計画の認可を含む各種担保措置についてですが、基本的な視点として、NTTが担うべき業務や責務について適切な遂行・履行を確保するために必要な範囲のものとし、その趣旨に則った運用を行うことが必要であると思います。現状はもちろんそういった運用にはなっておりますが、ただし、もし今後、事業計画の認可によって、NTTの業務・責務の遂行・履行を確保する目的を超えて、現在通信事業者が展開していない、あるいは展開するのが事業経営上難しいような事業を押し付けられるようなことになれば、上場企業でもあるNTTとしてもそれは飲めないわけで、そもそも、NTTは特殊法人であるとはいえ、競争が激しい市場でグローバルに展開する民間事業者でもありますから、投資家を含む様々なステークホルダーに説明がつかないような事業を仮に押しつけられてしまえば、上場企業としても資本市場に説明責任を果たせないわけですから、そのことも踏まえてNTTの事業計画の認可を含む監督規制やその運用の在り方を考える必要があると思います。

21ページにお進みください。最後にまとめですが、私の現時点での意見としては、N T T法の抜本的改正は必要ですが、これを今直ちに全部廃止してしまうのは妥当でなく、現実的でもないと思っています。もし廃止により、非採算地域における通信サービスの確保が困難となったり、サービスの劣化や料金の引き上げを招くこととなれば、国民・ユーザーの理解は得られません。当たり前のことではありますが、本件を考える際には、事業者目線で物を見るのではなく、国民目線・ユーザー目線でこの問題をとらえることが必要であると思います。

すいません。長くなりましたが、私からの発表は以上でございます。ありがとうございました。

○山内主査 どうもありがとうございました。

それでは、これまでの事務局説明、それから、今いただきました林専門委員からの発表も踏まえまして、委員の皆さんから御意見、あるいは御質問ということで発言いただきたいと思いますが、今日は第1回目ですので、まずは、発言の最初に、簡単に自己紹介をいただければと思います。

それから、発言の順番ですけれども、これはハイブリッドでやっていますので、大変恐縮ですけど、対面で、ここにいらっしゃる委員から先に、順番に御指名をして、それからウェブ上で、オンラインでの御参加の方とさせていただきますと思います。

それで、さらに恐縮ですけども、発言についてはお一方、3分程度ということで、3分以内でもいいですけど、お願いをしたいと思います。それでは、あいうえお順ということで、相田主査代理が最初ということです。相田先生、どうぞよろしく願いいたします。

○相田主査代理 先ほど申し上げましたが、3月まで東京大学にいました、相田でございます。

3分ということなので、一番大上段の話に限ってお話したいと思いますが、1980年度以降、世の中が大きく変わって、実態に合わなくなっているの、そこを変えるというのは、それはそれでももちろん結構なんですけれども、やっぱり今後のことを考えると、何が一番大事かというのは、何がネックになっているのかということであり、かつ、それはもしかすると事業法とかN法以外、その外にあるかもしれないということに気がつけないといけないと思います。

事務局資料の1の3、9ページの左下の図ですけれども、これだけしか金かけなくて、どうやって国際競争力を維持するのということで、本日、オンサイトで出席されている、私以外の方が現役の大学の先生なので、大学を離れた私が言うのもなんなんですけれど

も、2000年当時とはかくとして、少なくとも1985年の時代というのは、電気通信分野にかかわらず、ほとんどの業種で、大手企業は自ら研究所を持っていたりしていました。その中でも、中央研究所とか基礎研究所と呼ばれるようなところは結構、基礎研究で成果を上げていたりしゃったりしたんです。ただ、それがその後、多くの企業でやめてしまわれて、自分が研究所に投資されていたお金が、国内の大学ですとか研究機関に流れて、そこで研究開発を行うようになれば、集約化ということで効率も上がったと思うんですけども、残念ながらどうもそうはなっていないと。大手の企業さんでも、国外の大学に出す研究費のほうが、国内の大学に出す研究費よりもずっと多いというふうに伺っている企業がたくさんあるように伺っていて、それはなぜなのかということですし、あと、残念ながら、国から大学に来る文教予算というのも諸外国に比べてかなり少ないということでもって、今や、電気代を払うのにひいひい言っている大学というのがたくさんあるというようなことで、このような状況で、一生懸命、尻引っぱたいて、国際競争力を維持しろと言ってもそれは難しいということで、やっぱり各企業が出たもうけが、ちゃんと研究開発に流れるような仕組みというのをしっかり国でお考えいただかないといけないんじゃないかなと考えます。

私からは、以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。それでは、続いて大橋委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○大橋委員 ありがとうございます。大橋と申します。経済を専門としています。

本日は諮問として、通信政策の在り方ということでございますけれども、通信政策とは何かと考えてみたときに、私の観点で言えば、2つの軸があるのかなと。1つは自国の産業を育成するという役割と、あと、もう一つは、通信で言えば、国民に通信が与える便益を増進する役割と、この2つのバランスの中で、通信政策というものはかじ取りがなされるべきなのかなと思っています。

そうした中で、人口減少や技術革新なり、事務局がお示しいただいた環境変化の中で、当然のことながら、この2つのバランスというのは時代と共に変わっていくわけで、変わるバランスをどうやって政策の中で、しっかりうまく均衡させていくのかということを考える意味では、定期的に通信政策の在り方を検討するということは重要なのかなと思います。

今回、林先生からもいただきましたが、NTT法というものの、1985年以降だと考えると、自由化と軌を一にするわけですけども、従来、自然独占性を有していたネットワーク産業において、電柱、管路、とう道など、一定の通信基盤が概成した時点において、通信基盤に対する維持、提供を責務とした上で、その責務を旧国営企業に与えた

上で、新規参入を許したということで、自由化がなされてきたということであると思います。

そうであるとする、当時の公正競争というのは、つまりは非対称規制を入れるという形で進んできたということだと思います。40年経って、従来、事業法の中で設備の設置者について注目していたわけですが、本日も情報提供いただいたように、もはや設備の設置者のみが必ずしもサービス提供するわけではなくて、加えて、サービス提供者と、その消費者の接点というのはより近くなっているという観点において、やはり事業法が見るべき公正競争の観点というのも、設備よりも、もう少し上流のレイヤーにしっかり目を広げるべきだということは、もう相当前から言われている点だと思いますし、そうしたことを考えてみると、レイヤーごとにシェアで見るという考え方も、必ずしも適切なのかということについては、当然のことながら振り返りがあっていいのだろうと思います。

競争というのは、本来、選択の自由が、消費者だけではなくて事業者にもあるということですので、それがユニバーサルサービスの提供する責務としているということであるとする、その事業者に対しては選択の自由が一定程度制約されているということになっているわけです。これを、本来、公正競争というのは、事業者が共通の立場で競争するという観点だと思いますけれども、そうした観点と、いわゆるユニバの責務というものをいかに切り分けて議論するのかということについて、ますます、その必要性が求められてきているということが、この40年間経て、現在求められていることなのかなと思います。これは、単なるサービス提供だけではなくて、研究開発に対する在り方、組織改編の仕方、あるいは、異なるレイヤーをバンドリングしたサービス提供の在り方、全てについて言える点だと思います。

最後の点ですけれども、国際業務については、特段、規制が入っているわけではないということではあると思いますけれども、恐らく企業の立場で見たときに、企業のリソースがどういうふうに割かれているのかということが、今の現状の足元の形になっているのかなと思います。これは、やはり国内規制が相当程度、強くその企業に受け止められるとすると、企業のリソースというのは相当、国内の規制対応に割かれるということですので、国際に対する目線というのは、経営からすると、やや弱くなっちゃうのかなと。

そういう意味でも、国内規制の在り方というものと国際業務というやり方は、必ずしも国際に規制が入ってないからといって自由だと考えるものでもないのかなと思っています。

以上です。失礼いたしました。

○山内主査 ありがとうございます。それでは、続いて、岡田委員お願いいたします。

○岡田委員 成城大学の岡田と申します。専門は産業組織の競争政策の分野を主に担当しておりました。情報通信審議会の関係でいろいろな関係の会議に参加してきました、IP網のマイグレーションであるとか、5Gのビジネスデザインのワーキングであるとか、ブロードバンドアクセス、大橋さんが座長でありましたけど、ユニバ化についての検討ということにも参画してまいりました。

今回、非常に大きなアジェンダで、法改正も視野にいろいろな大きな枠組みを検討しようということで、どこからどう手をつけていいのかなというような感じで、最初、当惑していたんですけども、林先生が非常に簡潔によくおまとめいただいて、私の頭の中が非常に整理されたなという感じが今、しております。各論については、これからいろいろ検討していくことになろうかと思えますけど、要旨をついた整理がされていたなと感じております。ありがとうございました。

今日は、初回ですので大きな考え方のような話をさせていただければと思うんですが、市場環境が変化しているという大前提の認識で議論が始まっているかと思えます。この市場環境の変化というのは幾つかあると思うんですが、1つは技術が変化しているということ、それで、それをいろいろな制度の中に、どうその点をしんしゃくして考えていくかという問題です。これは、技術中立性という言い方で、これまでもいろいろな、各所で議論されていたポイントではないかなと思えます。とりわけ有線と無線、こういったものが、どのようにこれから連携しながらネットワーク構造が進化していくのかということは非常に重要なポイントで、この点は本当に3年とか5年とか、今回は2030年をめどにということですが、もっと短いスパンでどんどん変わっていきそうな気配がある。こういうことで、非常に迅速な対応が求められていると、こういうようなところではないかなと思っております。

各論になりますと、もちろん林先生も御指摘になっていましたけども、ブロードバンドサービスの中で、ワイヤレス固定というものについて、今般、専用型はブロードバンドのユニバとして位置付けるということですが、共用型をどうするのかという、こういう問題提起がありました。この点などは本当に技術の動向をにらみながら、迅速に考え直していくということが求められているポイントではないかなと思えました。

また、無線の利用ということで、ミリ波の活用などが今、検討されているということでしたが、条件付オークションを導入するというものの方向性が、先般打ち出されたばかりで、この面のリソースの活用も今後、どんどん流動化していくことが期待されているということ、日本はミリ波、Sub 6等の電波の利用が非常にまだ低調だし、必要な機器が高額で普及しないと。ローカル5Gもなかなか普及していないと、こういうよう

な現状認識があらうかと思えます。こういったようなことで、その面での技術の革新ということも強く期待されているし、その方面への投資も促進されていかなければいけない。このようなことと矛盾しない事業法やN T T法というのはどうあるべきかということ、こういう観点も必要かなと感じております。

そういう意味では、技術の中立性ということが大事であるということをもまず念頭に置きながら議論していくことが大事ではないかということが1点申し上げたいことです。

2点目は、公正競争の確保ということも軸として挙げられているわけですが、これは技術中立性と競争中立性と、この2つがいかに整合性を持ちながら制度設計されていくかと、こういう観点が重要ではないかと思っております。とりわけイノベーションを目指した競争、コンペティション・フォー・ザ・マーケットと、こういうお話もありましたけれども、こういったものを少し前面に出して考えていくことが必要ではないかなと。そういう意味では、研究開発に係るいろいろな責務、N法の責務というものも大幅な見直しが必要ではないかということを感じているところであります。

それから、公正競争を考える場合に、先ほど大橋さんもちらっと指摘されていましたが、設備が市場支配力の源泉ではなくなりつつあるのではないかと。こういうことを強調して考えていく必要があるんじゃないかと。設備が大事な面、残っているのは確かなんですけども、実際に付加価値を大きく産んでいるのはそういうものではなくて、いろいろなソフトウェアであるとか、データであるとか、あるいは、それを活用するいろいろな無形資産、あるいはビジネスモデルであると。こういったものが価値を生むと、これが競争力の源泉になっているということを考えていかなければいけないと。

そうすると、こういうことに過度な足かせがないようなルールと、こういったものを考えていく必要があるのではないかなということも感じているところです。このようなことを各論の中で議論していければなと思っております。

安全保障等の議論というのがありました。サイバーセキュリティの問題とか、こういった問題も挙げられているわけですが、非常に難しい問題だなと思っておりますが、一つ、補足的に考慮しておくべきポイントは何かなということ、それは産業振興と矛盾しないような形で進めていくことということではないのかなと思っております。ありていに言うと、競争者の保護に出さないように、競争の保護、こういったことが大事であると。競争法の基本的な考え方ということがあるわけですが、先ほどの技術中立性、競争中立性と並んで、そういった観点を考えながら、各論を検討していければなと、こういうふうに考えております。

私からは以上です。

○山内主査　　ありがとうございました。林委員は先ほどプレゼンいただきましたので、

続いて、藤井委員に御発言願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○藤井専門委員 電気通信大学の藤井と申します。私専門は無線通信を行っておりますので、今回、技術的な観点からの点について、議論に参加させていただければと思っております。

本日は2点ほど、特に技術系に関係しそうな研究開発と、あとは電話ユニバーサルサービスの今後についてのお話させていただこうかと思っております。

NTTの研究開発の責務というのをどうするかというのが、一つ論点になっていると思っておりますが、その中の1つの公開の義務については、国際競争力確保のために、これが重要というところもあるかと思っておりますので、撤廃するというのが1つの選択肢としてあるかと思っております。一方で、研究開発の責務自体をNTTからなくしてしまうということ自体は、現在、情報通信分野の研究に鑑みますと、NTTが、我が国では核となって研究開発を進めているというところを考えると、これをそのまま切捨ててもいいのかというと、そういうことではないかと思っております。

特に、基礎とか基盤研究の話、先ほど相田先生からもお話ありましたが、多くの電気通信系の企業が業績悪化で過去、切り捨てた結果として、現在、基礎研究をやっていないところが多くあり、そのところから応用をやろうと思っても基礎がないので、応用研究のほうに進めないというような会社が多数あると認識しています。

NTTは、実用展開に向けて力を入れているIOWN構想、今日、説明がちょっとあったかと思っておりますが、これも長年の基礎とか基盤研究の上に成り立っている研究だと思っております。それができる力というのは今後もつけていただかないと、日本全体の研究開発能力が失われていくのではないかと考えております。NTTは公社から民営化というところで、少し状況は異なりますが、米国もAT&Tがベル研究所を持っていたものが、独占禁止法の関係で分離されてしまった結果として、ベル研究所自体は現在、米国外の企業の一研究所になってしまって力を失っているという状況でございますので、こういうことが起きないようなところは位置づけが必要ではないかと思っております。

相田先生からありましたが、国としても、基礎研究に対して積極的に進めるという視点が、今まであまり重視されてこなかったと思っております。総務省の委託研究とかも、応用研究にかなり偏っているところを見ますと、今後は、事業法の議論を超えて、情報通信系の基礎基盤研究をどのように強化するかというのは重要な視点だと思っております。

2つ目は、電話のユニバーサルサービスについてということで、こちらは電話のサービス自体を、全国あまねくサービスをするというところ自体を、切り捨ててしまうというのはさすがに乱暴かなと思っております。だからといって今のように自社の設備で全

てやりなさいというのは、もう既に時代遅れかなと思っています。メタル回線を使って引かなければいけないというのが原則になっていて、最近ではワイヤレス固定電話ということで、一部携帯電話回線を使えるようになってきたかと思いますが、それも極端な不採算地域に限られているという状況ではないかと思っています。

そういう意味では、不採算地域に限らなくても、同等のサービスが提供できれば、携帯電話を使っても、衛星電話を使っても、どういうやり方を使っても電話と同等のサービスができるというのが一つ重要なことかと思っております、そういうところで、携帯電話の品質向上など、いろいろな技術革新を踏まえた上での対応というのを考えなければならぬのではと考えています。

特に、そろそろ導入が始まると思われるワイヤレス固定電話は、通常の携帯電話と違って固定電話同等のサービスが提供できるようになりつくり込んでいて聞いておりますので、これが安価に提供できるのであれば、メタル回線以外を使ったサービスは、不採算地域に限らず使ってもいいのではないかという考えもありますし、今後の技術の進展によっては、それ以外の形もあり得るかと思っていますので、そういうところも注力して、議論できればと思います。

私からの意見は以上でございます。ありがとうございます。

○山内主査　ありがとうございます。それでは、御出席の方、最後になりますが、渡井委員お願いいたします。

○渡井専門委員　慶應義塾の渡井と申します。私は行政法を教えながら、安全保障の見地からの投資規制についての研究をしてまいりました。そこで、関係法制度の在り方について、コメントをさせていただきます。

結論を先に申しますと、国の重要インフラである情報通信の確保については、必要な法制度を総合的に検討すべきものと考えております。まず、NTT法も経済領域の法律でございますので、独占禁止法の価値観と整合性を保つということが前提になりますし、国際競争力の向上を図るためにも、公正で自由な競争環境の整備を実現する必要があると思います。

情報通信を取り巻く環境の変化を踏まえれば、NTTの業務と責務について、さらには、それを担保してきた措置についての見直しは、確かに前向きに検討すべき課題になると思います。ただ、その一方で、安全保障をめぐる環境も大きく変化しております。安全保障が自由な経済活動の基盤にあるということからしますと、主な論点は外国の影響力への対応になりますけれども、外資規制に限定することなく、関係する法律の役割を総合的にとらえることにしてはいかがかと思えます。

外為法の外資規制につきましては、先ほど林先生にもお教えいただきましたように、

2008年の外国のファンドによるJパワーの株式取得に、中止命令が出された例がございました。仮にですが、あのとき、日本人の株主が株式の買い増しをして、外国のファンドの計画と同じ内容で株主権を行使しようとしていたら、それを外為法で止めることはできなかったはずで。つまり、情報通信インフラを確保する上でも、外為法でできることと事業法を含む個別法で対応すべきこと、個別法でしか対応できないことを、あらかじめ整理しておく必要があるのではないかと思います。

最後に、同じ外資規制であっても、外為法とNTT法とでは目的と手段の両方に違いがございます。そこで、NTT法の政府保有株式や外国人役員の就任規制の見直しを視野に入れるときは、ぜひ諸外国の状況も参考にしながら、NTT法で維持すべき規制はないかどうか、あるいは外為法に過剰な負担を課していないかどうか、繰り返しになりますけれども、両者の役割分担を考えた上で、最初に申し上げた自由な経済活動の実現を図るべきものと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○山内主査 ありがとうございます。御出席の方、伺いました。林委員、何か追加的に御発言ございますか。

○林専門委員 追加の発言で恐縮に存じますけど、1点だけ、先ほど各委員の先生方おっしゃって、まさしく同感でございまして、1点申し忘れた点を補足しますと、NTTの責務規定、あるいは担保措置の見直しといった場合に、私も先ほどそのような見直しの必要性を申しましたけれども、見直しというときには、ぜひエビデンスベースと申しますか、そういった形で議論するということが必要ではないかと思います。

NTT法が通信産業、あるいはNTT自体の国際展開、あるいは国際競争力の障害になっているとか、研究開発投資の妨げになっているとか、あるいは経済安保上の課題があるというのであれば、私も先ほどそういった方向性を示唆しましたけれども、こういった点については、ふわっと感覚的に議論するのではなくて、もし可能であれば、それを示すエビデンスなり具体的論拠あるいは事例を挙げて議論をしていただくということは、これはNTTさんをお願いすることになるかもしれませんが、そういった形で議論していただくことで、議論をより前に、あるいはより深く進める上で重要なのではないかと思います。以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。それでは、これから先、オンラインで御出席の方の御発言に移りたいと思います。こちらから御指名させていただきます。まずは、関口委員、御発言ください。

○関口専門委員 関口でございます。オンラインから失礼いたします。

実は、林先生の15ページまではほとんど聞き取れていなかった、通信環境がよくな

かったので、事によると説明とダブってしまうかもしれません。今回、電気通信事業法3年見直しに合わせて、NTT法の見直しもするということについては、私は基本的に賛成でございます。時代遅れと皆さんがおっしゃっているのも事実でありまして、ブロードバンド時代にふさわしい規制に変えていくということが必要だろうと思っています。

ただ、現実問題として、競争政策立案上は、そんなに困ってこなかったというのも実態でありまして、それは、林先生もコメントされていらっしゃった活用業務の申請が届出制によって可能だったからだと思っています。NTT法の第2条第5項をベースとして、NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドラインという規定があって、2011年からは認可制から届出制に変わっておりまして、ここが実は本来、魚の抜け道だった、逃げ道だったところがメインストリートみたいになってしまった現状があるわけで、これを本法に取り込んでいくような形を取りながら、現状に合わせた修正を図っていくということになっていくんだと思うんですね。

特に、来年1月からメタルIP電話という距離区分のない電話サービスが始まることから、県内電気通信という概念そのものが、もう時代からずれてしまっているという感じを持っております。

ユニバーサルサービスの責務につきましても、もしも電話が、今でもユニバーサルサービス交付金の対象にはなっているんですけども、もはや、ここだけを縛るということについては、見直す時期に来ているのではないかと私も感じております。ただ、メタル電話の時代と、ブロードバンドサービスの時代との大きな違いは、ユニバーサルサービスの担い手が多様になっているということだと思えます。単にFTTHだけではなくて、HFC方式によるCATVですとか、あるいは、専用型のワイヤレス固定ブロードバンドも入っているわけで、こういった多様な担い手にブロードバンドサービスを提供してもらうということで、全国カバーを100%に近づけていくという努力をしているわけでありまして。

そういう中で、特に大幅な赤字ですとか未整備区域、あるいは、公設民営を民営化するというところでの特別支援区域のような形で、手厚い支援をするということが、昨年度の事業法改正によって実現しようとしているわけですけども、今ここで課題として捉えられるのは、仮の話ですけども、どの事業者も提供しないエリアが生まれてしまうという可能性がゼロではないという中で、3条の電話のあまねく規定をそのままブロードバンドに適用できるかどうかという点、ここは先ほど申し上げたような担い手の多さを考えてみても、提供する者がいなくなってしまうという場合のラストリゾートをどうするかという場合に、国が何らかの指定などをするというような規定にしていかないと回っていかないかもしれないと。そういう意味では、あまねく規定も議論しながら、

時代に合う形での修正が求められるかなという印象を持ちました。

以上です。どうもありがとうございました。

○山内主査 ありがとうございます。それでは、続いて、長田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○長田専門委員 長田です。いわゆる一般ユーザーの立場から、それでも長くこの議論というか、特にユニバーサルサービス制度は、立ち上げのときから議論に参加をさせていただいてきました。それと同時に、IP網への円滑移行のところにも委員をさせていただいておまして、その2つの委員の経験から、今日はお話ししたいことがあります。

まず、いわゆるメタルのもしも電話だけをユニバの対象としてきた時代というのがずっと続いているわけですが、今度、ブロードバンドを全国にきちんと配置したいということになって、それはとても大切なことだと思っています。ただ、今、関口先生もおっしゃったように、ブロードバンドをどうやって、本当に確実に全国に張り巡らし、そして、使えるようにしていくかというのは、まだまだいろいろな議論をしなければいけないときに、こういう会議が設置されたということで、またここでもそういう話ができたらいいかなと思っています。

ただ、いわゆる昔からのメタルの固定電話の利用者は減っていて、IP電話のほうに移行してきていることとかと、時代は移ってきてはいますけれども、その中で幾つかの課題がまだ残っていると思います。1つは公衆電話です。メタル回線がまだ使われているということ、それをどうやって光に移していくのかという課題、それから、メタルIP網の円滑移行のところでも、どうやったら実現できるんだろうと思って、一番思っていたのは、回線の一番端っこ、我々の家などにつなげている部分をどうやってIP化していくのかなと思っていたけれども、それがメタル収容ということで、取りあえず解決をして進んできた、順調に進みました。

ただ、メタルの回線とつながっている部分がいつまでそれはもつのかということになると、それは、かつての地デジ化のときみたいに、最終的には1軒1軒家庭訪問でもして、どうやって、その家の回線を変えていくのかという、回線が埋められているようなところでどうやってやるのかというようなことも、解決していかなくちゃいけないような大きな課題が残っていると思います。日本という国が高度な通信できちんと、誰もが使えるというような時代を実現するためには、その大きな課題を解決していかなくちゃいけないなと思っていて、それはもう一つ、NTTさんにも頑張ってもらっていて、参加していただくべきことだなとは考えています。以上です。

○山内主査 ありがとうございます。次は矢入委員お願いたします。

○矢入専門委員 矢入です。すいません、カメラがオンにならないので音声のみでやら

させていただきます。

私は、コンピューターサイエンスの研究者として、この20年ぐらい通信研究とか、あと通信政策にも、総務省の委員会とかを通じて関わらせていただきまして、NTTが民営化されたり、それからNTT法が定めたりとか東西に分割されたりというのは、全部、学生時代だったり子供時代に行われていたもので、本当にお恥ずかしながら、NTT法についての不勉強さというのを、今、身に染みて感じております。何となく理解していたという部分あるんですけども、今日、御講演いただいて、かなりクリアになったように思いますが、まだちょっとぴんと来ていないという部分があります。今後、またさらに深く勉強していけたらと思っています。

ただ、NTT法が保護の部分だったり、あと、いろいろな縛りの部分だったりとかとこのを含んでいるという状態ではありますが、自分が見てきたこの20年間で、NTTからいろいろなイノベーションが生まれてきたり、NTTの皆様が非常にきっちりとお仕事をされて、日本の通信を本当に世界最先端に保ってきたみたいな、そういうのを見てきておりますので、今後、法改正によって、その状況をよりよくなる方向に、マイナスにならないようにするにはどうしたらいいのかなというのをいろいろ考えながら、お話を聞いていました。

ただ、NTT法の見直しの機運が今というのは非常によく理解できまして、研究開発とか国際競争力の観点に加え、どんどん人口が減る観点から、ユニバーサルサービスをどう維持するかと、非常に良い見直しの時期なのかなと認識しております。

そんな中、私がやはり一番興味がございますのが、NTTの中だけではなくて、日本の通信産業だけじゃなくて情報も入れた情報通信産業が、今回のNTT法の改正でどのように影響を受けるかという点が非常に興味ございまして、これまで日本は、ずっと通信インフラとか通信技術で世界の最先端を行っているという話を、ずっと私は情報系ながら聞かされ続けてきまして、実際に、本当に通信の方々と交流しますと、本当に標準化会議に行かれていたり、すごい開発をされていたり、世界最先端にすべく努力をすごく払われていると。それに対して、情報系の人間がそれを利用して、世界的にもうかるようなサービスですとか、会社に成長できなかったというのはお恥ずかしい限りなんですけれども、でも、インフラだけでも先端であり続けることができたというのは、それはそれで、日本の幸せだったのかなとかと思っております。今後も通信のインフラだけでも先端であり続けることというのをキープできるようにしていける法律にできたらいいかなと思っています。

通信インフラだけでも最先端であり続けられれば、その上で行うサービスでも、いつか世界に出られるんじゃないかなと、そういうチャンスがつかめるのではないかなと信じて

おります。

どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○山内主査 ありがとうございます。それでは、続いて大谷委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○大谷専門委員 大谷でございます。今日は遅参しまして誠に申し訳ございません。非常に整理されているという林構成員のプレゼンテーションもお聞きできなかったため、若干重複があったりするかもしれませんが、長年、このテーマに関わってきた私なりの言葉で、特に変えないほうがよいと思うこと4点を中心として、発言させていただければと思います。

まず、第1に、コロナの影響もありまして、短期間のうちにありとあらゆる社会経済活動が情報通信に依存する社会となっております。しかも、その変化が急激であったということもありまして、一部の地域、あるいは産業、あるいは年齢などによって、様々な格差が顕在化してしまっているというのが現状だと思っております。

特に、生成AIなどの新技術によってデマが席卷すると、偽情報が席卷するリスクも急速に高まっているということだと思います。このような情報格差も相まって、社会的な分断が生じるリスクに対抗するために、コンテンツ制作などにおいて、いろいろ工夫もいただいておりますけれども、国内に住んでいる限り、音声通話にとどまらず、利用者にとって情報通信の空間にストレスなくアクセスできて、便益を受けられる環境というのを確保するということが、事業法やNTT法の情報通信法制の一番大切なところにあると思っております。負担が大きいことは承知の上で、ユニバーサルサービスについても、NTTに担っていただくことを期待しているところです。

2つ目のポイントになります。一方で、半導体不足に端的に示されておりますように、社会経済活動を構成する個々の要素が、諸外国からの輸入に依存している状況にもございます。安全保障の観点からも、必要なテクノロジーが諸外国に依存しないように基礎的な研究を充実させて、必要に応じてテクノロジーの保護の在り方、すなわち開示の義務というか、責務を見直すということも課題になってくるかと思えます。

次に、3点目でございます。公正競争のことですけれども、やはりこれまで設備競争とサービス競争の両面で公正競争を確保することで、利用者にとってのポータビリティ、そして、品質の両立というのを確保することができてきたと認識しておりまして、電気通信事業法における公正競争のための非対称規制を持続することが必要だと思っております。

そして、4点目、これらの制度の実効性を確保するために、外資規制やそれから政府による株式保有というのは合理性が高いと私は考えておりまして、今のところこれに代

わる仕組みはなかなかないのではないかと考えておりますが、ヒアリングの機会もございますので、事業者の声をお聞きした上で、御一緒に検討してまいりたいと思います。

最後に、見直しの余地があるとすれば、ユニバーサルサービスについて、改めてユニバーサルアクセス概念を再考するという事ではないかと思っております。具体的には、そんなに大きなことではないんですけども、1点目は基礎的電気通信役務に1種と2種というのが今、併存する形になっております。これは、現在の制度上、避けられないことではありますけれども、やはり第2種のところではブロードバンドユニバ、あとは、それからモバイルブロードバンドの進展により、固定電話を代替できる部分がないかというところは模索していく必要があると思っております。

そして、2つ目になりますけれども、ワイヤレス固定電話の経済合理性ということで、地域電気通信業務の自己設備設置規定を緩和してありますけれども、実際には初期投資に相当のコストを要しております、少なくとも数年はワイヤレス固定の経済効率性の果実を得られないというのが現状ではないかなと思っております。ただ、長期的な観点からしますと、不採算地域における通信手段の確保のためには、自己設備設置義務というのをさらに緩和して、他者設備も含めて、より経済効率性が高い伝送手段を選択できるようにしなければいけないのではないかと考えております。

現在、総務省令レベルで著しく不経済などという歯止めがかかっておりますけれども、今後、可能性を広げていくことで、今、していただいている初期投資についても、より早く、その果実を受け取れる可能性が出てくるかもしれないという期待も持っているところです。

少し長くなりましたけれども、この検討会への期待も込めて、お話しさせていただきました。今後ともよろしく願いいたします。

○山内主査 大谷委員、ありがとうございました。

これで、御出席の方の御発言いただいておりますけれども、御欠席の山本委員から御意見をお預かりしております。これは事務局から代読という形で御紹介をお願いしたいと思います。

○柳迫事業政策課調査官 それでは、事務局から山本委員のコメントについて代読させていただきます。

本日は、大学での会議のため、欠席させていただきます。私の専門は行政法であり、もっぱらその観点からになりますが、感想に近い意見を2点だけ述べさせていただきます。

第1に、ブロードバンド網は、旧来の電話を越えて、総務省の別の場で議論されている放送の難視聴地域対策の1つとして、あるいは、その他様々な大容量通信サービスの

ために、社会生活の基礎的インフラとしての意義が今後も減らず、むしろ増しているのではないかと思います。そして、人口減少社会という条件下で、地方公共団体において、更新期を迎えているインフラをどのように構築していくかは、他のインフラと共通する部分のある社会的課題かと思えます。こうした必要性、課題に、制度上どのように対応したらよいかについて、今後、検討を深められればと思えます。

第2に、外資規制に関しては、以前に、放送の分野について、総務省の別の場で検討に関わりました。その際には、事業別の比較、各国別の比較も踏まえました。全体として、投資家を対象とする外為法と機能が重なる部分があるものの、外為法で代替することはリスクが大きいという意見が強く、外資規制の緩和は部分的なものになったと記憶しています。NTT法について、どのように考えるか、今後検討できればと思えますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○山内主査　ありがとうございます。これで、全ての委員の御意見を伺ったということになりますけれども、少し時間がありますので、何か追加的に御発言があれば伺いたいがいかがですか。これは、もちろんオンラインの方も含めて何かありますでしょうか。

○相田主査代理　よろしいでしょうか。

○山内主査　どうぞ。

○相田主査代理　委員会の皆様の御意見の中で、ワイヤレス固定の共用型ですとか、技術中立という言葉が出てきたのでコメントさせていただきたいと思うんですけども、やっぱり技術中立ということ言うからには、サービス品質というのをきちんと決めていれないといけないんだと思うんですね。これだけのサービス品質が確保できるんだから技術は何でもいいよということで、今は残念ながら、ブロードバンドのところでも名目速度という、とても正式な意味でのサービス品質とは言えないようなものだけが縛りになっているということで、その状態で共用型のワイヤレスまで認めてしまうと、ルーラルな地域では空いているので、あまり問題にならないと思いつつ、現状でMVNOさんでもって、昼休みの時間帯は128キロも出ないよというようなお客さんからのクレームがあるという実態を踏まえると、それでいいよとはなかなか言えないということなんじゃないかなと思うので、そういう技術中立性ということ言うのであれば、そこにサービス品質ということの議論を合わせてしなきゃいけないんじゃないかなということについて、コメントさせていただきたいと思えます。

以上です。

○山内主査　ありがとうございました。ほかにいかがですか。特によろしゅうございますか。ありがとうございました。

(2) その他

○山内主査　　そろそろ時間ということもございますが、本日は、事務局の説明、それから林先生のプレゼン、非常に物の点を突いた形で伺いまして、私自身も非常に論点の整理ができたのではないかなと思っておりますが、議論のほうは、これからまだまだ続くということでございます。本日の意見交換はここまでとさせていただきます。

今後のスケジュールについて、事務局から御説明いただければと思います。

○柳迫事業政策課調査官　　それでは、資料1－5を御覧ください。今後のスケジュールですけど、次回、第2回の委員会につきましては、9月12日火曜日に、NTT、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの4者から発表を予定しております。また、第3回以降の委員会につきましても、関係事業者や団体からのヒアリングを実施したいと考えております。詳細な日程等につきましては、また後日御案内いたします。

以上、よろしく申し上げます。

○山内主査　　ありがとうございました。

閉　　会

○山内主査　　全体を通じて何か御発言、よろしいですか。

それでは以上をもちまして通信政策特別委員会、第1回の会合、これを閉会とさせていただきます。御協力をいただきましてどうもありがとうございました。

以上